

恵庭市社会福祉審議会

高齢者福祉・介護保険専門部会

【部会報告・令和7年度分】

＜報告事項＞

- (1) 介護保険サービス事業予定者の選定について
- (2) 単位老人クラブ運営費補助金の見直しについて

令和7年度 恵庭市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会 審議・報告事項

■第1回 令和7年7月16日（水）

【審議事項】

- (1) 第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における地域密着型サービスの基盤整備について

【報告事項】

- (1) 第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における令和6年度事業評価について
- (2) 地域密着型サービス事業者等の新規指定等について
- (3) 指定介護予防支援の一部委託について
- (4) 高齢者世帯等除雪サービス事業の見直しについて
- (5) 通所型（訪問型）短期集中予防事業の廃止について

■第2回 令和7年11月13日（木）

【審議事項】

- (1) 介護保険サービス事業予定者の選定について（認知症対応型共同生活介護）

【報告事項】

- (1) 令和6年度介護保険事業の実施状況（決算）について
- (2) 令和7年度介護保険事業の執行見込（予算）について
- (3) 地域密着型サービス事業者等の新規指定等について
- (4) 令和7年度恵庭市高齢者世帯等冬の生活支援事業の実施について
- (5) 医療介護連携の取り組みについて

■第3回 令和8年2月24日（火）

【報告事項】

- (1) 地域密着型サービス事業者等の新規指定等について
- (2) 指定介護予防支援の一部委託について
- (3) 通所型サービスAの法改正に伴う弾力化への対応について
- (4) 単位老人クラブ運営費補助金の見直しについて

■第4回 令和8年3月27日（金） ※書面開催予定

【審議事項】

- (1) 恵庭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する常勤換算方式の適用について

介護保険サービス事業予定者の選定について

1. 趣旨

恵庭市では、第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、令和7年度に介護保険サービス事業者を公募しました。

2. 公募概要

(1) 募集サービス

サービスの種類	募集数
① 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）	2 施設
② 小規模多機能型居宅介護	1 施設

※①、②各1施設は、令和6年度公募で応募が無かったため、再公募としています。

(2) 応募手続き

・応募期間 令和7年9月22日（月）～令和7年10月10日（金）

3. 公募の結果

認知症グループホーム2施設のうち1施設については、1事業者の応募がありました。

その他、認知症グループホーム1施設及び小規模多機能型居宅介護1施設については、応募事業者はありませんでした。

今年度応募がなかったサービスについては、令和8年度に策定する第10期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、改めて整備の必要性等を検討いたします。

4. 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）の選定結果について

(1) 応募事業者 株式会社リビングプラットフォームケア

(2) 選定方法

1 事業者より提出のあった応募書類の内容を踏まえ、当該事業に関わる恵庭市介護保険サービス事業者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を開催し、委員の書類審査・事業者プレゼンテーション審査・ヒアリング審査による総合審査を実施しました。

(3) 選定結果

選定委員会での選考の結果、「株式会社リビングプラットフォームケア」を予定者として選定しました。評価得点の満点は200点で、選定条件は120点以上です。

結 果		
事業予定者	株式会社リビングプラットフォームケア	137.17点/200点

(4) 選定委員会開催日

第1回 令和7年10月7日（火）

第2回 令和7年11月4日（火）

(5) 開設地 恵庭市新町44番地

(6) サービス開始予定 令和9年度

単位老人クラブ運営費補助金の見直しについて

1. 見直しの経緯、考え方

高齢者人口が増加する中、行政だけでは手の届かない、地域における高齢者の支え合いや地域を豊かにする社会活動をより展開するためには、その中心的な役割を担っている老人クラブ連合会加入クラブの組織率を高めることが重要です。

こうした観点により、老人クラブ及び会員の活動意欲の向上と継続性をより高めるため、単位老人クラブに対する運営費補助金の見直しを行い、高齢者の生活や地域を豊かにするための活動の推進を促します。

2. 見直し案の内容及び現行との比較

現 行	見 直 し 案
<p>【患者連加入クラブ】</p> <p>◎基本額（単位クラブへの支出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額分（一律補助） 36,000円 (3,000円×12か月) ・新規加入者勧誘運動強化費 10,000円 <p>◎加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者加算 1人/2,000円 ・加入者負担分の助成 なし 	<p>【患者連加入クラブ】</p> <p>◎基本額（単位クラブへの支出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額分（会員数区分による段階的補助） <ul style="list-style-type: none"> 29人以下 46,000円 30人～49人 52,000円 50人～69人 58,000円 70人～89人 64,000円 90人～109人 70,000円 110人以上 76,000円 ・新規加入者勧誘運動強化費 廃止 <p>◎加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者加算 1人/2,000円 ・加入者負担分の助成 1人/500円
<p>【患者連未加入クラブ】</p> <p>◎基本額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額分（一律補助） 36,000円 (3,000円×12か月) ・新規加入者勧誘運動強化費 10,000円 <p>◎加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者加算 1人/2,000円 	<p>【患者連未加入クラブ】</p> <p>◎基本額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額分（一律補助） 36,000円 (3,000円×12か月) ・新規加入者勧誘運動強化費 廃止 <p>◎加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者加算 廃止

3. スケジュール

令和8年4月1日～：新運営費補助事業の運用開始予定

恵庭市社会福祉審議会 障害者福祉専門部会

【部会報告・令和7年度分】

<報告事項>

- (1) 障がい者相談支援事業による「基幹相談支援センター」及び「障がい者相談支援事業」の運営事業者公募の選考結果について
- (2) 障がい者相談支援事業に係る令和8年度以降の運営体制について

※参考資料

- ・令和7年度 恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会 議事一覧

恵庭市 保健福祉部 障がい福祉課

令和7年度 恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会 議事一覧

第1回	
日時	令和7年7月8日(月) 13時30分～
議事	1) えにわ障がい福祉プランの取組状況について(報告) ①恵庭市障がい福祉計画の取組状況 ②恵庭市障がい児福祉計画の取組状況
	2) 障がい福祉施策における重点事項について(報告) ①農福連携事業について ②恵庭市手話言語条例による施策を推進するための具体的取組について ③障がい者差別解消法及び障がい理解の普及事業について
	3) 障がい者相談支援事業による「基幹相談支援センター」及び「障がい者相談支援事業」の運営事業に係る事業者選定について(報告)
	4) (仮)こまば地域活動センター施設創設に対する財政支援について(報告)
	その他 ①市内牧場における障がい者虐待に関する本市に対する訴訟の経過について

第2回	
日時	令和8年2月20日(金) 10時00分～
議事	1) 障がい福祉施策における重点事項について(報告) ①農福連携事業について ②恵庭市手話言語条例による施策を推進するための具体的取組について ③障がい者差別解消法及び障がい理解の普及事業について
	2) 障がい者相談支援センターの令和8年度からの運営について(報告)
	その他 ①市内牧場における障がい者虐待に関する本市に対する訴訟の経過について

(1) 障がい者相談支援事業による「基幹相談支援センター」及び「障がい者相談支援事業」の運営事業者公募の選考結果について

1. 選考方法

恵庭市障がい者相談支援事業・基幹相談支援事業プロポーザル審査会設置要綱に基づき審査会を開催し、委員による書類審査・事業者プレゼンテーション審査・ヒアリング審査による総合審査を実施して選考しました。評価得点の満点は600点で、選考条件は、総合得点の6割を満たす360点以上で適格となります。

2. 審査会開催日

- 第1回 令和7年 8月21日 (木)
- 第2回 令和7年10月15日 (水)
- 第3回 令和7年12月15日 (月) (再公募)

3. 選考結果

第2回審査会及び第3回審査会において、以下のとおりの選考結果となりました。

(1) 恵庭市基幹相談支援センター事業委託事業者

①受託予定者

医療法人盟侑会

②評価結果

431点 (適格) ※満点/600点、選考基準/360点以上

(2) 恵庭市障がい者相談支援事業委託事業者

①受託予定者

なし

②評価結果

第2回審査会 351点 (欠格) ※満点/600点、選考基準/360点以上

第3回審査会 354点 (欠格) ※満点/600点、選考基準/360点以上

(2) 障がい者相談支援事業に係る令和 8 年度以降の運営体制について

1. 本事業の目的

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行うことが目的です。

2. 根拠

障害者総合支援法第 77 条第 1 項に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として位置づけられています。

3. 事業内容

恵庭市障がい者相談支援事業仕様書にある以下の事業。

- ① 相談支援事業
- ② 就労相談・就労支援事業
- ③ 障がい者虐待防止センター事業

4. 運営方法

市直営による事業実施とします。

5. 運営内容

- ① 組織体制 2. 5 人工
 - ・障がい者相談支援センター担当主査 1 人工
 - ・障がい者相談支援センター担当正職員（保健師）0. 5 人工
 - ・フルタイム会計年度任用職員（社会福祉士等）1 人工
- ② 設置場所
本庁舎 2 階障がい福祉課。
- ③ 設置期間
令和 8 年 4 月 1 日から複数年を予定。
- ④ 予算
5 5 6 千円（報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）

6. その他

恵庭市基幹相談支援センターと連携して業務を行う。

基幹相談支援センターと障がい者相談支援センターの令和 8 年度の業務、人員体制については別紙のとおりです。

別紙

変更前 (R7)		→	変更後 (R8)	
1. 名称				
障がい者総合相談支援センター (光風会)		→	基幹相談支援センター (盟侑会)	障がい者相談支援センター (直営)
2. 業務 (事業者公募の仕様書記載業務)				
◎障がい者相談支援事業				
① 福祉サービスの情報提供等	→	①福祉サービスの情報提供等	② 福祉サービスの情報提供等	
②各種支援施策に関する助言指導		②各種支援施策に関する助言指導	②各種支援施策に関する助言指導	
③社会生活力を高めるための支援		③社会生活力を高めるための支援	③ 社会生活力を高めるための支援	
④ピアカウンセリング		④ピアカウンセリング	④ ピアカウンセリング	
⑤ 権利擁護のために必要な援助		⑤権利擁護のために必要な援助	⑥ 権利擁護のために必要な援助	
⑥専門機関の紹介		⑥専門機関の紹介	⑦ 専門機関の紹介	
◎相談支援機能強化事業				
⑧ 相談支援事業者の指導助言	→	⑨ 相談支援事業者の指導助言		
⑩ 相談支援事業者の人材育成支援		⑪ 相談支援事業者の人材育成支援		
⑫ 自立支援協議会及び同部会の運営		⑬ 自立支援協議会及び同部会の運営		
⑩学校や企業等の情報収集等		⑭ 学校や企業等の情報収集等		
⑪住宅入居等支援事業		⑮ 住宅入居等支援事業		
◎就労相談・就労支援事業	→		就労相談・就労支援事業	
◎障がい者虐待防止センター	→	障がい者虐待防止センター	障がい者虐待防止センター	
	新	地域移行・地域定着 (地域生活支援拠点)		
3. 人員体制				
センター長 (1人工)	→	センター長 (1人工)	センター長 (1人工)	
----- 5人工		----- 3. 5人工	----- 1. 5人工	

恵庭市社会福祉審議会

児童福祉専門部会

【部会経過報告・令和7年度分】

<報告事項>

- (1) 議案 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施について
- (2) 議案 保育提供体制の確保のための実施計画について
- (3) 議案 令和8年度教育・保育に係る確保方策（案）について
- (4) 議案 令和8年度こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について
- (5) その他、報告事項

※参考資料

- ・ 協議事項一覧表
- ・ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施について
- ・ 保育提供体制の確保のための実施計画について
- ・ 令和8年度教育・保育に係る確保方策（案）について
- ・ 令和8年度こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

■ 第1回 令和7年7月28日

【議事】

- ①こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施について

【報告】

- ①第2期えにわっこ☆すこやかプランの実績報告及び
第3期えにわっこ☆すこやかプランについて
- ②病児・病後児保育事業について
- ③医療的ケア児レスパイト事業について

■ 第2回 令和7年12月11日

【議事】

- ①保育提供体制の確保のための実施計画について

【報告】

- ①病児・病後児保育事業の公募結果について
- ②こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について
- ③児童福祉法改正について（令和7年10月1日施行分）

■ 第3回 令和8年2月12日

【議事】

- ①令和8年度教育・保育に係る確保方策（案）について
- ②令和8年度こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

【報告】

- ①保育所等における虐待の防止及び発生時の対応について

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施について

1. 経緯

令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、改正後の児童福祉法において「乳児等通園支援事業」が創設され、国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、乳児等通園支援事業を行うことができるとされています。

2. 認可手続き及び基準

認可申請があった場合は、児童福祉法第34条の15第3項各号及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めた市の条例に基づき、審査を行うとともに、恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会にて意見聴取をするよう定められています。

(参考)恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例で定める基準事項

基準一覧	
<ul style="list-style-type: none"> ◇安全計画の策定等 ◇自動車を運行する場合の所在の確認 ◇他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準 ◇利用乳幼児を平等に取り扱う原則 ◇虐待等の防止 ◇食事 ◇秘密保持等 ◇乳児等通園支援事業の区分 ◇設置及び職員の基準 ◇乳児等通園支援の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ◇最低基準の目的 ◇最低基準の向上 ◇最低基準と乳児等通園支援事業者 ◇乳児等通園支援事業の一般原則 ◇乳児等通園支援事業者と非常災害 ◇職員の一般的条件 ◇職員の知識及び向上等 ◇衛生管理等 ◇内部の規程 ◇帳簿 ◇苦情への対応 ◇保護者との連絡 ◇電磁的記録

3. 認可手続きに関するスケジュール

実施月	内容
5月～6月	令和7年度乳児等通園支援事業の実施事業者を公募
6月25日	認定こども園等4事業者を選定し、認可申請に関する案内を通知
7月10日	3事業者から認可申請書類を受理
7月28日	恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会にて意見聴取し、認可

保育提供体制の確保のための実施計画（案）

市区町村名： 恵庭市

1. 令和8年度以降の保育需要と提供体制

作成対象：全市区町村

採択の種類（プルダウン選択・複数可）	
待機児童対策	
人口減少対策	
その他の地域課題	○

保育提供区域	全域
--------	----

保育提供区域の設定の考え方	利用者にとって分かりやすく合理性があり、区域を超えた施設・事業の利用に対して柔軟に対応が可能であることなどの理由により、恵庭市全域を1区域とする。
---------------	---

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児	390.	413.	413.	411.	415.
	1・2歳児	811.	815.	882.	882.	880.
	3歳以上児	1,463.	1,478.	1,380.	1,355.	1,341.
	合計	2,664.	2,706.	2,675.	2,648.	2,636.
ズ（申込保育者）数 ②	0歳児	68.	144.	149.	154.	159.
	1・2歳児	440.	489.	507.	525.	528.
	3歳以上児	589.	618.	647.	691.	736.
	合計	1,097.	1,251.	1,303.	1,370.	1,423.
（申込）率 ①	0歳児	17.4%	34.9%	36.1%	37.5%	38.3%
	1・2歳児	54.3%	60.0%	57.5%	59.5%	60.0%
	3歳以上児	40.3%	41.8%	46.9%	51.0%	54.9%
	合計	41.2%	46.2%	48.7%	51.7%	54.0%
（整備用備定量負）数	0歳児	139.	144.	149.	154.	159.
	1・2歳児	471.	489.	507.	525.	546.
	3歳以上児	592.	618.	647.	691.	736.
	合計	1,202.	1,251.	1,303.	1,370.	1,441.
待機児童数	0歳児	0.	0.			
	1・2歳児	0.	0.			
	3歳以上児	0.	0.			
	合計	0.	0.			

【申込者数(保育ニーズ)算定の考え方】

作成対象：全市区町村

- 毎年度、前年度までの見込みと実績を比較し、乖離が生じている場合には、その要因を精査・分析し、必要に応じて推計方法の見直しを行うこと。
- 各市区町村の実情に応じた適切な方法に基づき、算定すること。

	申込者数（保育ニーズ）の算定式	算定式に用いた要素の推計方法
算定式	$\text{就学前児童数} \times \text{申込率}$	（文例） ○就学前児童数 ・令和〇年〇月時点の人口推計を使用 ・過去〇年の就学前児童数の増加・減少率の平均を使用 ○申込率 ・令和〇年〇月に実施したニーズ調査により見込んだ申込率を使用 ・過去〇年の申込率の増加・減少率の平均を使用
	0歳児	（1）現在の育休取得者を考慮（ニーズ調査：育休取得状況・育休からの復帰割合） （2）1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育休を取得したい者の考慮（ニーズ調査：育休を希望よりも早く切り上げた理由が「希望する保育所に入るため」である者の割合） （3）1年超の育休取得希望者の考慮（全国平均値を利用）

	1・2歳児	就学前児童数×利用率	○就学前児童数 ・令和6年6月時点の人口推計を使用 ○利用率 ・令和11年度に就学前児童数に対する利用率60%を目標値として、各年度について段階的に算定
	3歳以上児	就学前児童数×利用意向率	○就学前児童数 ・令和6年6月時点の人口推計を使用 ○利用意向率 ニース調査で算出された利用意向率を用い、令和11年度の確保を目標値として、各年度について段階的に算定
加味する要素	要素の有無	有り（上記の他に加味する要素がある）	→プルダウン選択してください。
	要素の説明	<p>（令和6年度ニース調査より）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○共働き家庭の増加や、母親の育児と仕事の両立の意識が高まっていることより、保育ニーズが増加している。 ○退職によるキャリアを中断せずに就労を継続している母親が増加している。 ○希望する時期に希望する保育施設に入ることが困難な状況が多い。 →1・2歳児の保育利用率について、令和5年度の全国の保育利用率（57.8%）を考慮し、令和11年度に60.0%の確保を目指す。 →一時的保育事業を利用したことがある人のうち、今後も利用したい人は9割以上で、ニーズが増加傾向となっている。 →一時的保育事業実施園施設の拡大 ○こどもの病気等により保育施設が利用できない場合、母親が仕事を休んだ人は7割以上で、病児・病後児のための保育施設に対する利用意向が増加している。 →保育施設における病児・病後児保育事業の実施 	

2. 期間中における定員増減の予定

作成対象:全市区町村

○就学前教育・保育施設等整備交付金の協議や保育所等改修費等支援事業の交付申請にあたっては、以下に記載する整備・改修予定の施設と整合をとること。

	定員増加を図る施設（新設、増改築等）	定員減少を図る施設（統廃合等）	定員変更のない整備（修繕等）を予定している施設	定員増減数（差引合計）
	<p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所新設（定員90名） 1施設 ・小規模保育施設（定員19名） 1施設 ・定員増（定員20名分） 計3施設 	<p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止（定員50名） 1施設 ・定員減（定員10名分） 1施設 	<p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化による改修 1施設 	定員増69名
令和7年度	・定員変更（施設整備伴わない）（定員49人増）		・防犯対策施設整備（外構工事）3施設	定員増49名
令和8年度	・定員変更（施設整備伴わない）（定員52人増）		<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育施設整備 1施設 ・防犯対策施設整備（外構工事）1施設 	定員増52名
令和9年度	※計画中			定員増67名
令和10年度	※計画中			定員増71名

(別紙2)

保育需要と提供体制における課題

(1)

令和8年度受けたい採択及び財政支援を選択してください。

①採択種類 (あてはまるもの全て)

<input type="checkbox"/>	採択1 (待機児童対策)
<input type="checkbox"/>	採択2 (人口減少対策)
<input type="checkbox"/>	採択3 (その他の地域課題)

②財政支援 (あてはまるもの全て)

選択欄	財政支援	必要な採択
<input type="checkbox"/>	A 就学前教育・給付施設等整備交付金 (補助率の高上げ)	待機児童対策/ 人口減少対策
<input type="checkbox"/>	B 保育所等改修費等支援事業 (補助率の高上げ)	待機児童対策/ 人口減少対策
<input type="checkbox"/>	C 保育士宿舍借り上げ支援事業	地域課題
<input type="checkbox"/>	D 民有地マッチング事業	待機児童対策
<input type="checkbox"/>	E 保育利用支援事業	待機児童対策
<input type="checkbox"/>	F 広域的保育所等利用事業 ※企業主導型保育事業等における実施の場合	地域課題
<input type="checkbox"/>	G 都市部における保育所等への賃借料支援事業	地域課題
<input type="checkbox"/>	H 利用者支援事業 (基本型) ※夜間加算、休日加算、機能強化のための取組のみ	地域課題
<input type="checkbox"/>	I 利用者支援事業 (特定型)	地域課題
<input type="checkbox"/>	J 一時預かり事業 (一般型) ※緊急一時預かり事業のみ	待機児童対策
<input type="checkbox"/>	K 一時預かり事業 (幼稚園型II)	地域課題
<input type="checkbox"/>	L 認可化移行運営費支援事業	待機児童対策
<input type="checkbox"/>	M 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	待機児童対策

(2)

貴市区町村における、今後5年間における就学前児童数及び保育ニーズ（申込者数）の動向（見込み）についてあてはまるものを選択してください。

①就学前児童数

<input type="radio"/>	①増加傾向
<input type="radio"/>	②横ばい
<input type="radio"/>	③減少傾向

②保育ニーズ（申込者数）

<input type="radio"/>	①増加傾向
<input type="radio"/>	②横ばい
<input type="radio"/>	③減少傾向

(3)

貴市区町村における保育の現状について、貴市区町村における計画の内容や地域のあり方にも言及しながら、課題及び今後取り組むべき内容を具体的に記載してください。

①課題

恵庭市の総人口は、令和2年度から令和5年度まで増加が続いており、その後若干の増減はありつつ、令和6年度の70,023人から、令和11年度の総人口69,619人にまで減少するものと見込んでいます。

就学前児童数についても減少傾向で推移し、令和6年度の2,741人から、令和11年度の2,636人まで減少するものと推計されますが、共働き家庭の増加や、母親の育児と仕事の両立の意識が高まっていることにより、保育ニーズが増加すると見込んでいます。

また、乳幼児期は、生きる力の基礎と生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期でもあることから、多様化する教育・保育ニーズを踏まえ、安心安全な教育・保育環境を整備する必要があります。

②今後取り組むべき内容

- ・教育・保育施設等の定員の確保：育児休暇を取得しながら、キャリアを中断せずに就労を継続する母親が増加していることから、特に1・2歳児の定員確保や、計画的な環境整備事業を実施します。
- ・保育士等確保対策：円滑な保育運営のために必要な保育士等の確保及び定着に努めます。
- ・保育の質の向上：こどもや保護者にとって、健康で安全に生活できる場となるよう、保育士等の資質や保育の専門性を高める取り組みを実施します。

令和8年度 教育・保育に係る確保方策(案)について

1. 確保方策(全体定員)設定の考え方

各年度の保育所、認定こども園等の定員については、利用状況から認定区分ごとに、量の見込(必要利用定員総数)を設定し、毎年、確保方策(年齢・認定区分別の利用定員)として設定を行うこととしています。

2. 令和8年度 確保方策の内容

令和8年度の確保方策は、前年度からの定員変更はなく、令和7年度の定員総数と同じく、2,291人として設定します。

令和8年度 市内教育・保育施設別定員（案）

◆認定こども園（14施設）

類 型	法人名等 施 設 名	定 員			
		1号	2号	3号	計
幼保連携型	(学校) 柏学園 柏学園ひまわり幼稚園	150	46	44	240
	(学校) 柏学園 恵み野幼稚園	105	45	41	191
幼保連携型	(学校) リズム学園 恵庭幼稚園	105	50	30	185
幼保連携型	(学校) 鶴岡学園 北海道文教大学附属幼稚園	20	45	45	110
幼保連携型	(学校) 高陽学園 さくら	15	30	45	90
幼保連携型	(社福) こどもの杜 えほんの森	15	36	39	90
幼稚園型	(学校) 高陽学園 クラーク幼稚園	180	20	-	200
幼稚園型	(学校) 柏学園 第二かしわ幼稚園	180	32	28	240
幼稚園型	(学校) 柏学園 かしわ幼稚園	120	45	41	206
幼稚園型	(学校) 柏学園 恵み野第二幼稚園	89	31	20	140
幼稚園型	(学校) アソカ学園 島松幼稚園	65	20	-	85
保育所型	(学校) リズム学園 あいおい子ども園	15	45	45	105
保育所型	(社福) 恵庭睡会 幼稚舎えるむ	15	27	42	84
保育所型	NPO法人 えにわスマイル保育園 えにわスマイル保育園	15	27	33	75
認定こども園 小計		1,089	499	453	2,041

◆保育所（2施設）

法人名等	施 設 名	定 員		
		2号	3号	計
恵庭市	すみれ保育園	51	39	90
(社福) 水の会	島松いちい保育園	42	48	90
保育所 小計		93	87	180

◆地域型保育事業所（小規模3施設・事業所内1施設/地域枠）

法人名等	施 設 名	定 員		
		2号	3号	計
(学校) リズム学園	恵庭保育園	-	18	18
(社福) いちはつの会	島松もみじ保育園	-	19	19
NPO法人 えにわスマイル保育園	すえひろスマイル保育園	-	19	19
(医) 北農会	ぴっころきっず	-	7	7
地域型保育事業所 小計		0	63	63

◆企業主導型保育所（1施設/地域枠）

法人名等	施 設 名	定 員		
		2号	3号	計
(学校) リズム学園	恵庭ひだまり保育園	-	7	7
企業主導型保育所 小計		0	7	7

《全体合計》

認定区分	R8定員	R7定員	比較増減
1号	1,089	1,089	0
2号	592	592	0
3号	610	610	0
計	2,291	2,291	0

変更部分
 ※R8は定員変更なし

令和8年度こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)について

1. 乳児等通園支援事業所の確認について

(1) 概要

令和7年10月より、地域子ども・子育て支援事業として、本事業を開始しました。令和8年4月1日より、「乳児等のための支援給付」として、市内4園で乳児等通園支援事業を開始予定です。

施設名称 設置場所	設置者	令和8年度 利用定員(1時間あたり)		令和7年度 利用定員(1時間あたり)	
		総数	内訳	総数	内訳
クラーク幼稚園 住吉町3丁目9-1	(学)高陽学園	12名	2歳 12名	12名	2歳 12名
認定こども園さくら 大町1丁目10-5	(学)高陽学園	2名	2歳 2名	2名	1歳 2名
すえひろスマイル保育園 未広町38	(特非) えにわスマイル保育園	3名	0・1・2歳 各1名	3名	0・1・2歳 各1名
すみれ保育園 柏陽町3丁目24-1	恵庭市立	2名	1歳 2名	2名	1歳 2名 2歳 2名 (隔日対応)

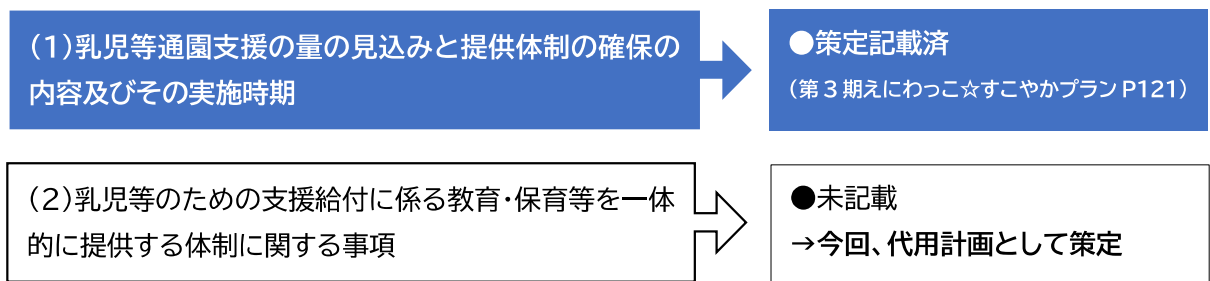
(2) その他

設置者より確認の申請書類等が提出され、内容の確認を行っており、令和8年3月下旬には決定通知を行う予定です。

2. 代用計画の策定について

(1) 概要

令和8年度からの給付化に伴い、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の基本的記載事項(必須記載事項)に、以下の2点について計画上位置づける必要があります。



(2) 代用計画案 … 資料2-2

(3) 今後について

「第3期えにわっこ☆すこやかプラン」の中間見直しを行う際に、代用計画の内容について必要な見直しを行ったうえで、代用計画の内容を計画変更の内容に反映します。

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画 (案)

市町村（特別区）名

恵庭市

(乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について)

記載事項

- 教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。
- 乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。